

福祉施設事業の見直しについて

福祉施設事業の財源は、業務会計からの繰り入れと会館施設の利用料収入によって賄われておりますが、先の東日本大震災では予算を大幅に超える災害見舞金の支給があり、また、近い将来には東南海地震等も予想されています。

今後の財源の問題や福祉施設事業を安定的に実施するため、事業全般について検討を行った結果、下記のように見直すことになりました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更年月日 平成25年4月1日

2. 見直す項目

① 給付額等の変更

- ・ 災害見舞金 損壊の程度、加入員・家族の別に関らず一律10,000円
- ・ 死亡弔慰金 加入員期間に関らず一律50,000円
 (加入員) なお、年金受給者には従来どおり10,000円を給付

② 制度の廃止

- ・ 障害見舞金
- ・ 健康長寿祝金 (年金受給者向け)
- ・ 季刊誌「長陽」 (年金受給者向け)

③ その他

- ・ 給付金の支払いについては、行政庁の指導により全て銀行等振込みとさせていただきます。